



蒲刈共同事務センターだより
平成30年4月



春の日差しが心地よい毎日になり、年度始めの慌たしさもようやく一段落を迎える頃となりました。平素より蒲刈共同事務センターの活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、蒲刈共同事務だより「かけはし」4月号では、「職員の給与の支給に関する規則等の一部改正」の主な内容について3点お知らせします。施行期日は、平成30年4月1日です。

職員の給与の支給に関する規則等の一部改正

H30年4月1日～

※各表の斜体太字部分が今回の改正箇所



ポイント1

扶養手当額が変更されました！



次表の通り（特定管理職員を除く。）

※特定管理職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上である者をいう。

扶養手当支給区分	改正前	改正後 (H30年4月1日～)
配偶者	10,000円	6,500円
扶養親族（子）	8,000円	10,000円
配偶者がいない場合の扶養親族（子のうち1人）	10,000円	
その他の扶養親族（父母、弟妹、孫 etc・・・）	6,500円	6,500円
配偶者がいない場合の扶養親族（その他のうち1人）	9,000円	
特定期間にある子への加算額（1人につき）	5,000円加算	5,000円加算



ポイント2

教員特殊業務手当の4号に
新たに「2時間以上4時間未満」が加わりました！



区分	業務の種類	支給額 (H30年4月1日～)	要件
2号	修学旅行等、児童生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	5,100円	8時間程度業務に従事（就寝時間は含まない。）
3号	対外運動競技大会等において児童生徒を引率して行う指導業務 泊を伴うもの	5,100円	週休日等の場合は4時間程度／それ以外の日は8時間程度業務に従事（どちらも就寝時間は含まない。）
	週休日等に行うもの		4時間程度業務に従事
4号	部活動指導業務で週休日等に行うもの	1,800円	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き 2時間以上4時間未満
		3,600円	4時間程度



ポイント3

地域手当の支給率がアップしました！（経過措置）



地域手当支給区分	改正前の支給率	改正後の支給率
広島市及び安芸郡府中町	7.2/100	7.3/100
上記以外の地域を除く広島県内の地域	4.2/100	4.3/100

以上簡単ですが、給与明細書で確認してみてくださいね。

別表（教員特殊業務手当一覧【平成30年4月～】）



区分 (条例第36条①)	業務の種類		日額 (単位:円)	要件		
				週休日又は休日等	休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日	その他の日
第1号	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	イ 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	8,000 ※16,000	業務に従事した時間が日中4時間程度又はこれと同程度であること	正規の勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までの職員にあっては業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること その他の職員にあってはこれらと同程度であること	業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること
		ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500			
		ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	7,500			
第2号	修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		5,100	その日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が8時間程度であること		
第3号	人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務	泊を伴うもの	5,100	その日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が4時間程度であること	その日において業務に従事した時間（就寝時間等は含まない。）が8時間程度であること	
		週休日又は休日等に行うもの（泊を伴うものを除く。）	5,100	業務に従事した時間が日中4時間程度又はこれと同程度であること	—	
第4号	学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの		1,800	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き2時間以上4時間未満であること		—
			3,600	正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き4時間以上であること		

※ 被害が特に甚大であると人事委員会が認める非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合の額（条例第36条②）

